

千歳市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市総合計画条例（平成31年千歳市条例第1号。次条において「条例」という。）第12条の規定に基づき、千歳市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第11条の専門部会（以下「部会」という。）は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員又は特別委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会に属する委員が互選する。

3 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、部会に属する委員及び特別委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、会議に出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画担当課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(千歳市総合計画審議会条例施行規則の廃止)

- 2 千歳市総合計画審議会条例施行規則（昭和55年千歳市規則第4号）は、廃止する。